

神々に祀る人形——民俗事例と文献史料を中心として——

奥 野 義 雄

はじめに

人形や馬形などの形代かたしろについては、近年古代遺跡の出土例によって関心事となっている。遺構・遺跡における出土状況からの検討によってその人形や馬形うまがたのもつ機能的部分へとアプローチしようとする傾向にある。ただ、この人形や馬形などが呪術的要素をもつものであることはすでに多くの先学諸氏によって提示されていて、呪術機能をもつことは一般的に周知されている。

このように古代・中世の遺跡や遺構から出土する人形や馬形などの所謂形代の機能を検討する途に、多くの課題が内在することも周知されているが、基本的に八形代が出土した場所が、かならず祭祀跡・遺構であったのか、否か√という点も含めて考えていかなねばならないであらう。

一方、これと同様に民俗事例の形代についても、多くの課題を含んでいることはいうまでもない。たとえば、現存する形代をもって、これがどのように機能しているのかという点を除くと、その歴史的視点

で検討を加えること、どのようにして神々に祀る形代であるのかあるいはあったのかということ、そして古代・中世の遺跡から伴出する形代と近現代において現存する形代とその接点を究明することなどは、民俗の研究においても目前に横たわっている問題点であらう。

したがって、ここではこのことを念頭におきながら、民俗事例にみる形代の使用例に焦点を絞り、古代の形代を検討していくことにするが、とくにここでは人形の諸相を紹介しながら、民俗事例における人形の存在形態つまり、人形の機能する実態を考えていくことにしたい。さらに、この民俗事例の紹介と併せて、史料事例についても時期を遡りながらその変遷について考えていくことができると考えている。

一、民俗事例・年中行事にみる人形

現今の民俗事例にみる人形には、大きく分けてある一定の時期に営まれる民俗行事あるいは年中行事の一環として使用されるものと、定まった時期をもたないが民俗行事・習俗として使用されるものがある

る。

前者の年中行事に使用される人形の多くは農耕儀礼や便宣[・]上山林儀礼と呼ぶべき行事にみられる。たとえば、小正月の行事、山の神祭、御田植祭、虫送りなどがそれであり、また農耕儀礼などと直接かかわらないが一定の時期に営まれるひな祭、六月祓（夏越祓）、七夕、厄病神祀りなども年中行事の範疇にはいり、これらの行事にも人形が使われるのである。

一方、後者としては、便所神への祭祀、船霊への祀り、憑き物落し、建築習俗などの民俗行事があり、これらの行事にも人形が使われるのである。

このように神々に祀る人形の民俗事例は多岐に亘^レていることが窺える。

そこでこれらの民俗事例をもう少し詳しくみていくが、まず年中行事にみる人形についての報文を次に列挙していくことにしたい。

④年中行事にみる人形

①—①小正月行事（熊本県）⁽¹⁾

一月十四日の晩、球磨の農家ではシュンナメジョと称し、ねむの木的一端に人の顔を描き、紙の着物を着せた人形を、ザシキに一、二俵積んだ米俵にさす。シュンナメジョの数が多いほど、田植のとき加勢が多いとか、収穫が多いとかいわれている。

①—②正月行事（兵庫県）⁽²⁾

一月五日の春のお頭の時に、子どもを依り代にした正月さまが

火に乗って帰って行くことを意味する「エンヨサンヨ」と唱える行事がおこなわれる。五、六歳の子ども三人が選ばれ、堂の中の悪者を象徴するエンヤッケの藁人形を弓で射たり、槍でついたりする。

①—③小正月（道祖神祭）行事（長野県）⁽³⁾

小正月にぬるで・胡桃などの木で、男女の^{ひよがた}人形を道祖神に供える風が県の北部にある。また、村に道祖神を祭っていないところでは、木で作ったその人形を、米を入れた一升枥の中へ立てて神棚へ供えて一年中置き、一月十五日に焼くところもある。

①—④小正月（道祖神）行事（山梨県）⁽⁴⁾

径六寸（約一八センチメートル）長さ二尺（約六〇センチメートル）くらのカツノキを二本そろえ、上半分の皮をむき目鼻を書いたもので、小正月に門松の杭に結びつけて飾っている。（中略）、カツノキの上部に顔を描き、下部に「奉納正一位道祖大明神」と書いて、自分の名前を記して各戸一本ずつ道祖神場に持って行く。

①—⑤山の神祭り（三重県）⁽⁵⁾

霜月七日とか正月七日を祭日とするところが多く、そのとき、木の枝で股木人形を作り依代とすることも書いてある。江戸末期の話である（未刊稿本「九崎堂隨筆」、所在は不明）。

⑥ ひな祭り (静岡県)⁽⁶⁾

都市部では新暦三月三日であるが、農村では月おくれで四月三日に祀るところが多い。(中略) 明治のころまでは人形は各家でつくり、翌日川や海へ流す風習もあった。

北駿では最近まで子どもたちがヒイナグサ(萱草)で人形をつくって遊ぶ風習があった。

⑦ ① 虫送り (岡山県)⁽⁷⁾

虫送り・アマコオクリなどと称し、田植を終わって二〇日ほどのち土用のころに行なわれる。(中略) 害虫をふきや桐の葉に包んだもの、あるいは虫喰い作物を、宮、寺、堂などにもち寄って、等身大の藁人形の実盛さんに結びつけて、祈禱する。

⑧ ② 虫送り (広島県)⁽⁸⁾

火縄銃をどんどんうち「もどりんな、もどりんな」と叫ぶ。実盛さんのわら人形は、山県郡大朝町新庄では今でも使われている。

⑨ ③ 虫送り (岐阜県)⁽⁹⁾

土用にはいった三日間、村の一角に集まり、色紙を付けた竹と、藁でつくった馬に乗った人形と乗らない人形をつくり、鉦と大鼓を叩いて「いもちの神さま行ってくれ」と叫びながら村境まで送り、えんど豆を炒って、タマリ(味噌の汁)を付けたものを肴に酒をのむ。

⑩ ① 六月祓 (夏越し祓、輪くぐり) (岡山県)⁽¹⁰⁾

六月三十日は夏越しの大祓を行なう。紙でつくった人形(形代)に家族の名前と性別・干支(年)を記入してお宮へ持参し、拝んでもらい、茅の輪をくぐると疫病にかからないという。

⑪ ② 六月祓 (みそぎ祭り) (山梨県)⁽¹¹⁾

六月三十日に三輪神社に薪を持ち寄って火を焚く。みそぎ祭りとかホウトウマツリという。各自の体をなでた白紙(補註)人形に切つてある)を藁人形にはさみ、順玉川に流す。

⑫ ③ 六月祓 (茅の輪神事) (群馬県)⁽¹²⁾

冬の筒粥に対して夏の茅の輪生事も各地にある。貫前神社に近い富岡市高瀬では、七月二十四日(昔は六月三十日)にママッコナガシをする。午前中に広葉樹のシデで茅の輪および舟をつくる。舟の中にはわら人形を立てる。午後村人は三宝に載せたスゲをもらってこれを身体をさすり、ママゴトの行列に加わる。

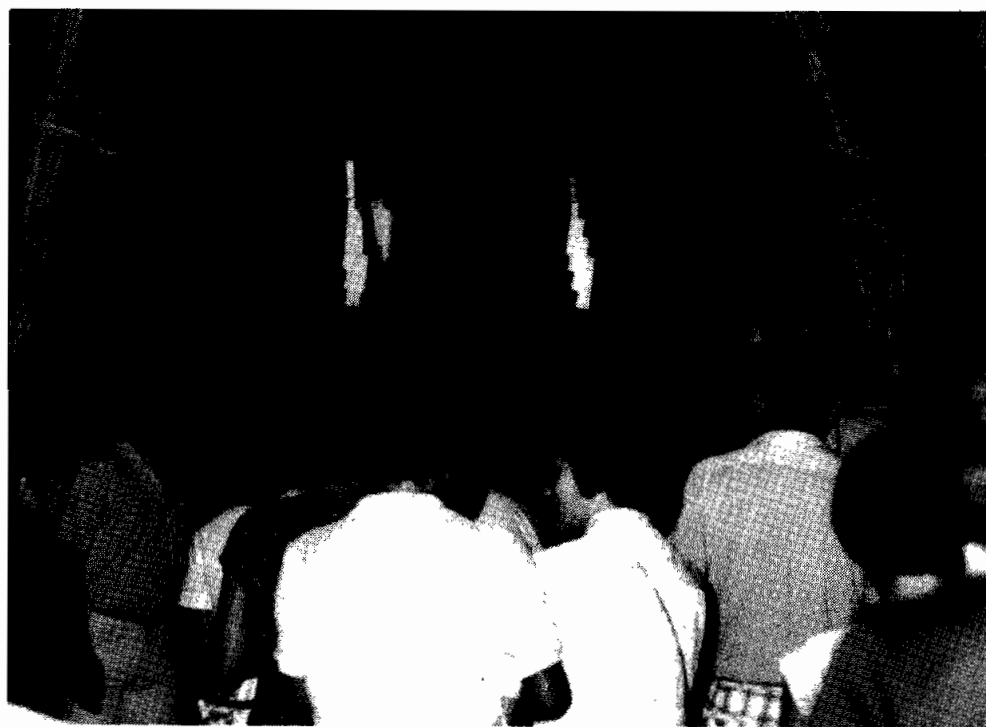
⑬ ④ 六月祓 (輪くぐり) (静岡県)⁽¹³⁾

六月三十日に氏神さんの境内とか鳥居に、人が通り抜けられるほどの茅の輪を建て、それをくぐって身の穢れや災厄を祓う行事が県内の各地にある。

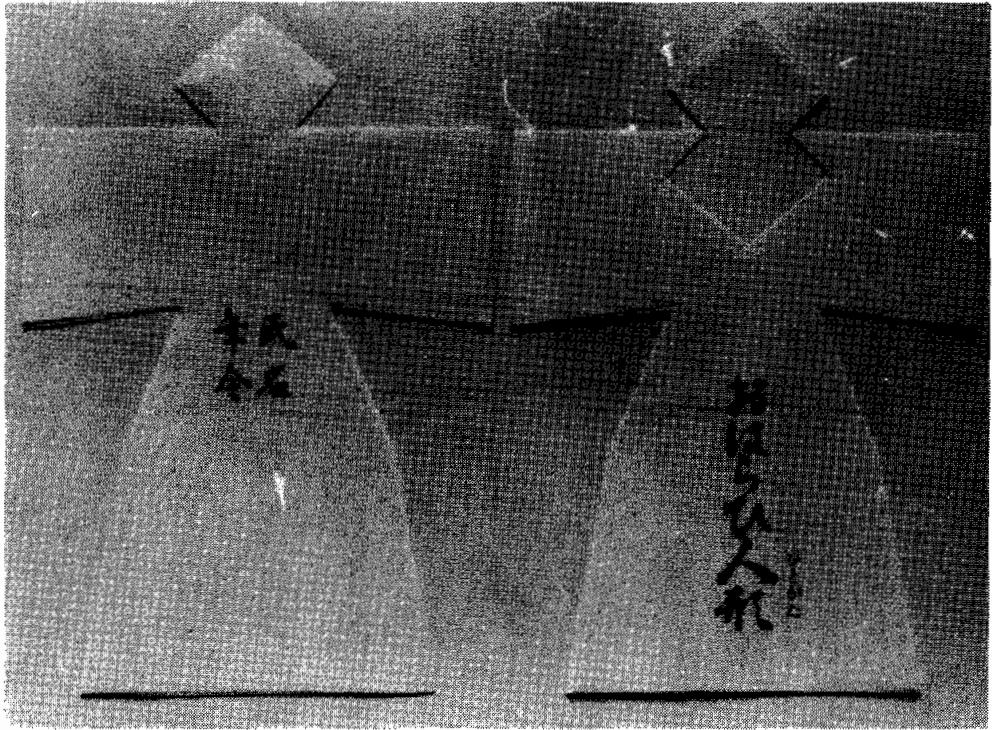
沼津市の浅間神社では、六月二十日ごろ形代と称して半紙を切り抜いた人形を氏子に配る。氏子の各家では六月三十日までに垢離取りと称して、その人形で各自がからだをなで、心身の穢れや災厄を払う。そうして三十日の夜、神社の境内に建てた茅の輪を



守屋村屋神社の大祓式（『和州祭禮記』より）



茅の輪くぐり（岡山県吉備津彦神社）



おんばら祭（茅の輪くぐり・奈良県石上神社）

くぐるときに、人形を輪に刺し込む。この輪は翌日狩野川に流したが、近年は境内で焼却するようになった。

④—⑤六月祓（大祓え・長野県）⁽¹⁴⁾

数年来六日の末日には産土様の「人形」^{ひとがた}を配って来る。家内者の身体をめいめいに撫で（松）、あるいは家内者の者の名前と年齢をそえて（美）これにお賽銭をつけてお詣りに行き人形を納める。

⑤—①七夕（長野県）⁽¹⁵⁾

紙で人形を刻んで糸に吊るし短冊と共に飾る（中略）。藁の小さな人形にすることもあった（中略）。男女をこしらえることになっている。青赤などは女黄は男とし色紙で作る（陸）

⑥—②七夕（青森県）⁽¹⁶⁾

今日、たなばた祭^{まつり}あり、竹骨の大なる武者人形を造り、十年前までは大人たちこれを曳きて町をねり往きたり。（中略）、後にはこの人形を川に流せり、いわゆるねぶた流しなり、この際よく死傷者ありけり（五所）。

⑦—③七夕（宮崎県）⁽¹⁷⁾

今年竹の葉を三、四分位残してみな切り取り、タナバタ紙を短冊形に切って括りつけ、男の子は鋤、万鋤などの農具の雛形を作つてさげ、女の子は着物、人形を紙で作つてさげ、短冊を幾つもつぎ合わせたものには和歌など書く。



茅の輪くぐりの祓いの紙人形
(三重県江島若宮八幡神社)

①八朔節供(長崎県)¹⁸⁾

タノモノセックともいって、勝本・郷ノ浦ではヒメジョサマという男女の紙雛を作って贈る。

このように①か②までの民俗事例の内、年中行事における神々に祀る人形は、小正月行事から大晦日の大祓いに至るまで存在し、とりわけ今日の民俗調査の報文をみるかぎり、虫送りや六月祓の現存例が多く、続いて小正月行事や雛祭りや七夕などの現存例がみられる。これらの民俗事例は第一表にまとめてみたが、时期的にも夏に集中し、続いて冬から春にかけての時期に現存の民俗事例が集まっていることがわかる。さらに、民俗事例にみる人形の材質をみると藁製(S)が

最も多く、続いて紙製(P)が多く、木製(W)が少ないことが窺える。とくに藁製は虫送りに、紙製は人形送りや六月祓いや七夕に存在していることが理解できる。

このことは、年中行事における人形の存在が多種多様な様相を呈していることを明示するだけでなく、最も興味を曳く事例としては、紙製の人形を神に祀る夏の行事の多くが除厄を目的としていることである。たとえば、すでに触れた③の事例や④の事例や⑤の事例にみる人形はすべて除厄・除悪に結びつくものである。また、民俗事例の報文は挙げなかったが、静岡県の大祓いにも、「年越しに先だって(中略)、氏神からうけた人形の形代で裸になって全身を拭くまねをする」という事例がある。

しかし、除厄のための人形にも、静岡県の「厄病神送り」に藁人形(ワラボウズ)が祀られる事例や、千葉県の「人形送り」にも藁人形が村境に立てられて川に流される事例があり、紙人形がとくに除厄・除悪と深いかわりをもつが、除厄・除悪と紙人形がイコールではないことがわかるとともに、除厄・除悪と藁人形とかかわりをもつことも窺える。

一方、この年中行事における小正月行事、野神祭、山の神祭、御田植祭、そして八朔などが直接自己の除厄・除悪と関係せず、また虫送りに直接除厄・除悪と結びつかないことがわかる。さらに、直接除厄・除悪と関連しない行事の多くが藁人形であり、小枝の丸木の人形であ

民俗行事にみる人形

時期	年中行事											
	小正月行事④	野神祭	山の神祭⑤	御田植祭	ひな祭⑥	忠送り⑦	人形送り	六月抜い⑧	七夕⑨	厄病神祀	八朔⑩	大抜い
冬 春	○PW ▲S □W	▲W	▲W ▲W	▲S								
春					□S ▲P							
夏					●S ●S □S □S	×S ×S	●P▲P □S▲P ×S▲P □P△P ▲P▲P	○P ×S			○P	
秋												
冬										□S		□P
備考	○九州 ●中国 △四国 ▲近畿 □中部 ■北陸 ×関東 ×東北 P紙製 W木製 Sワラ製 (P-10、W-4、S-14、D-1) ※この表は、『日本の民俗』(各府県)および『日本民俗誌』(各地方)などの報文をもとに作成したものである。											

ることが多いと考えられる。
したがって、ここでは直接自己の除厄・除悪と結びつく行事と、そうでない行事に大雑把に分けることにとどめ、このことは後章で検討することにするが、その前に年中行事とかかわりなく神に祀る人形のいくつかを次にみることにしたい。

註

- (1) 牛島盛光「日本の民俗・熊本」所収
- (2) 和田邦平「日本の民俗・兵庫」所収
- (3) 向山雅量「日本の民俗・長野」所収
- (4) 土橋里木・大森義憲「日本の民俗・山梨」所収
- (5) 堀田吉雄「日本の民俗・三重」所収
- (6) 竹折直吉「日本の民俗・静岡」所収
- (7) 土井卓治・佐藤米司「日本の民俗・岡山」所収
- (8) 藤井昭「日本の民俗・岐阜」所収
- (9) 長倉三郎「日本の民俗・岐阜」所収
- (10) 土井卓治・佐藤米司、前掲書
- (11) 土橋里木・大森義憲、前掲書
- (12) 都丸十九一「日本の民俗・群馬」所収
- (13) 竹折直吉、前掲書
- (14) (15) 信濃教育会北安曇部会編「北安曇郡郷土誌稿」(『日本民俗

誌大系・中部Ⅱ、第六卷」所収)

(16) 内田邦彦「津軽口碑集」(「日本民俗誌大系・東北、第九卷」所収)

(17) 榎木勉行「日向馬関田の伝承」(日本民俗誌大系・九州、第二卷)所収)

(18) 山口麻太郎「日本の民俗・長野」所収

(19) 竹折直吉、前掲書

(20) 高橋佐久・平野馨「日本の民俗・千葉」所収

二、民俗事例にみる除厄・除悪・除疫と葬送の人形

ここでは民俗事例の内、不浄・疫厄・邪悪などを除くために人形が機能するものを窺っていくことにするが、この民俗事例も多岐に亘っていることがわかる。そして、さきに見たごとく一定の時期に執行される年中行事の中でみられる人形とは機能的にも異なるとともに、時期も定まっていない。

ともかく、次に民俗事例の内、除悪・除厄などにかかわる人形について列挙していくことにしよう。

□除悪・除厄・除疫にみる人形

④ 建築習俗(宮城県)¹⁾

建築にともなう諸儀礼でも、大工棟梁が主役をつとめた。地鎮祭・タテマエ(上棟式)というのが通例で、完成後はヤウツリ(家移り)となる。(中略)。タテマエにはクジモチを投げるが、

これは屋根葺き祝いとの習合らしい、フキゴモリ(屋根替え)には、投げ餅が主となっていたのである。本吉郡唐桑など浜方でゴシンレイといわれる行事は、特に注目されるもので、女の人形または髪の毛・櫛・こうがい・かんざし・化粧品・扇などを納めた小箱を、棟のコシンに齎しこめるのである。

⑤ カンジョガミ(宮城県)²⁾

便所に男女一対の紙人形・土人形などを祀ることがひろく行なわれている。オヒナサマ・オフンドサマ・カンジョガミなどといっている。そのため、堤人形(つづみ)が古くから造られてもいた。特に不浄の場を守る神のあることを信じたのであり、育児習俗にもかかわりがあった。

⑥ 船霊祀り(千葉県)³⁾

海に依存することの多い千葉県では、船霊さまは生業の神であり、船の守護神として信仰されている。この船霊さまを館山市方面ではオフナサマ、市原市などではフナガミサマなどと呼んでいる。(中略)、奉祀する場所は陸上でなく、船上であることはもちろんだが、ほとんどが、船の中心の朋の間の、帆柱を立てる筒の近くを切りこみ、御神体として、三夫婦の髪の毛・麻・塩、それとあずき・大豆・米一二粒や銭一二文・さいころ二個・男女一対の紙人形などを納める。

⑦ 呪い釘(三重県)⁴⁾

甲賀の珂夫賀神社の境内の樹木には、時に祀りの「人形」(ひとがた)を見ることがある。(中略)、あるものは紙を粗雑に顔、胴、両手、両足を明かにしたほどに切る。大きさは四寸乃至五寸。これを人に気付かれないように樹木に貼りつけ、その頭部、咽喉部、胸部の三ヶ所に鉄釘を打ちつける。

⑤丑の刻参りと「惣急如律令」の人形(奈良県)



惣急如律令の紙人形(奈良県大和高田市)

大和高田市永和町の八幡宮(小祠)の境内にあった古木に丑ノ刻参りの藁人形と木に打った釘の痕跡があったが、今から五〇〜六〇年以前にその古樹木はなくなった。この「八幡サン」の神前に「惣急如律令」と書かれた人形が置かれてあった。この人形が

どのような祈願のものかは地元ではわからないということである。

⑥四十九日の人形のカサ餅(奈良県)

大和郡山市矢田地域では、人が死んで四十九日の満中陰の日にカサの餅と呼ばれる人形をした餅をつくる。餅を一ウスついで、小餅と人の形をした餅をつくる。平盆に小餅を入れて、この上に薄く伸ばして頭部と手足の様な突起をつくった人形餅を置く。新仏に供え終った後、足の悪い人は人形餅の足の部分を、手の悪い人はこの餅の手の部分をもって帰えり、食べるとなおるといわれている。

⑦葬送の人形と餅(宮崎県)

一年に二人死人を出す時は藁人形を作り出棺の時、家の狭間から出し棺に乗せいっしょに埋葬する。(中略)。又餅も四十九個作って上げるが、うち二個は手型、足型と謂って手足の型を作り他の餅の上に並べる。又この餅を盗んで食えば流行病に罹らないなどという人もある。

このように④から⑦までの民俗事例をみると建築儀礼④における紙人形、不浄の場の守り神⑤としての紙・土人形、船守り⑥の紙人形、呪い⑦の藁人形、そして仏教とかかわる死者に捧げる葬送⑧として餅人形(餅人形状の手足)が存在していることを知る。また、⑧の事例で挙げた「食惣急如律令」と書かれた紙人形は機能・目的な

ど不明であるが、興味深い人形である。この人形に記載されている呪文に近似するものが、

「和合敬愛の神符」に

𪛗鬼唵急如律令

とあり、この呪文の解説として、

此の符を肌に着け居れば、交際圓滿、又家内和合すと記載されている。⁽⁸⁾

また、「交際の円満を得る御筋」として同様な呪文が記載されているが、若干の差がみられる。すなわち、

𪛗鬼唵急如律令

とあり、「鬼」の上の絵の○状に三日月型のものがないことを知るが、

その解説にはさきの「神符」と内容が同じである。すなわち、

此の神符を白紙に書いて平常肌につけておく時は決して人と争論な

どなせず交際は円満になる御符

と記述されている(傍点―奥野)⁽⁹⁾

この「神符」「御符」にみる解説と呪符をみるかぎり、㊦事例の人形の機能を示唆するものではないと考えられるとともに、一方は「白紙」に、他方は「人形」に記載される呪文であることがわかる。

しかし、「𪛗鬼」と「𪛗鬼」(または「𪛗鬼」)、「鬼」の有無による「唵急如律令」とのかかわりを考えると、解説にみるような内容と同じ機能や目的などを内蔵させているのではないかと想定し得る。

このことはともかく、㊦の事例が建築習俗と考えられる民俗であるとともに陰陽道にみる鎮宅を示し、㊧の事例が不浄の地・場所を清浄化するための守護を表わし、㊨㊩の事例が人を呪うべき民俗を示すとともに陰陽道の要素をもつことは明白である。そして㊣の事例が海の神の守護を願うものであることも理解できる。

一方、㊦㊧の事例が仏教的色彩を帯びていることはいうまでもないが、この二つの事例にみる人形が葬送にかかわるものであるところに特色を示していることが理解できる。そして、この二つの事例における餅人形あるいは人形状のものが、いずれもこれらを食べることによって除疫がかなえられるという実態から、「除悪」「除厄」などを願って、人形を祀る民俗事例には、すでに触れたとおり、陰陽道の要素が少なからず存在していることを知る。

このように年中行事にみる人形にも陰陽道と深くかわるものも存在するが、とくに一定時期に営まれる年中行事とは異なり、自己に対する除厄・除悪・除疫などを主たる目的とする不定期な民俗事例にみる人形には、呪術的あるいは陰陽道の要素を内在させているものが少なくないであろう。

そこで、ここでみた民俗事例が呪術的要素をもつものと併せて、神々に祀る人形の存在を歴史的視点で検討すると、どのように現われるのかを次にみていくことにしたい。

註

- (1) 竹内利美「日本民俗・宮城」所収
- (2) 竹内利美、前掲書
- (3) 高橋佐久、平野馨「日本民俗・千葉」所収
- (4) 和歌森太郎「志摩の民俗」上巻、所収
- (5) 前者の丑の刻参りについては話者（堀久松氏）の二〇代の頃のことであり、後者の紙人形については五、六年前の事象であることを直接話者から聞き取る。
- (6) 人形餅については話者（池上美代子氏）より直接聞き取った民俗事例であり、現在もこの習俗は伝承されているといわれている。
- (7) 「日向馬関田の伝承」（『日本民俗誌大系』第一〇巻、未刊資料Ⅰ、所収）
- (8) 小野清秀「加持祈禱秘密大全」所収
- (9) 棟田彰城「奥極秘傳 まじない秘法大全集」所収

三、史料にみる人形

民俗事例にみる人形をみてきたが、すでに触れたとおり、年中行事とかかわってきた人形と、年中行事という一定の時期に行なわれる行事と異なる民俗行事と関連する人形との間で、共通する機能をもつものがあることにきづくのである。それは、両者の民俗行事に除厄や除

悪、そして除疫といった内容が存在していることである。これらは漏いを除くために「人形」をもって神々に祀る民俗事例として現存しているのである。

神々に祀る「人形」の民俗事例を数多く挙げた中には、自らに漏いする諸悪を除却する民俗の少なくないことをみてきたが、これらの「諸悪除却」の習俗がいつ頃から、「人形」をもって神々に祀るようになったのかはさだかでない。

たとえば、雛祭りにおける人形の存在は、民俗調査の報文で次のように述べられているが、この伝承が正確であるかは記記を繕けば明らかである。しかし、報文には、雛祭りとは人形とのかかわりを、

三月上の巳日に顕宗天皇の二年災厄を祓除し、宴をなせしがのち三日を節句と定めて、雛人形を祭りしより雛節句と称。（中略）。

又男女の紙雛あるいは上巳の祓えの人形の風を存せり。古雛を川に流すなども御禊の遺風なり。（中略）。これらを上巳の節句と定めしは、祓えの紙人形と雛遊びと混ぜしなるべし。

と明示しているのである。この伝承を『日本書紀』の顕宗天皇の項と対比させても、雛祭りとは人形とのかかわりは提示し得ないのである。

すなわち、顕宗天皇二年の条々をみると、

三月上巳。幸後苑曲水宴。是時喜集公卿大夫。臣連。國造。伴造為宴。

と記載されているのみで、⁽¹⁾雛祭りや人形の用字すら表われていないので

ある。

では、雛祭り与人形との関連を示す資料や史料は、いつ頃表われたのであろうか。このことについては、時期が下るが、『源氏物語』の「須磨」の項にみえる

三月の朔日に出で來たる巳の日、

「今日は、かく思ふことある人は、御禊し給ふべき」

と、なまさかしき人の聞ゆれば、海面もゆかしうていで給ふ。いと
おろそかに、軟障ばかりを引きめぐらして、この國に通ひける陰陽
師めして、はらへせさせ給ふ。舟に、ことごとしき人形のせて、
流すを見給ふにも、よそへられて、
しらざりし大海のはらに流れてきて

ひとがたにやは物は悲しき

とて、ぬ給へる御さま、さる、晴に出で、見ふよしなく見え給ふ。

という三月巳日（上巳）すなわち後の三月三日日の雛祭りに人形を海
に流す様子から、すでに平安時代から「御禊」として、「人形」が用
いられていたことがわかる。

このような人形を流す雛祭りの習俗は、『大鏡』にも「三月巳日
のはらへに、やがて道遥し給とて、師どの、河原に、さるべき人々
あまたぐして、いでさせ給へり」云々と記載されていることから窺
える。

すでに周知されているとおり、この雛祭りの祓いは、呪術的要素を

もった除厄・除悪・除疫を目的としたものであったことは確かである
が、今日の民俗行事として現存する夏越し祓いはどうであろうか。現
存例では人形が介在しているが、古く古代・中世においてはどのよう
であったのであろうか。この事例の歴史的側面を少しみることにしよ
う。

ただ、この六月祓いや十二月大祓いについては、古代・中世の史料
に数多く表われ、それらを一つ一つ挙げることをさけるが、この六月
祓いと人形とのかわりは結論的にいって表現されていないといえる。
いいかえるならば、次の史料事例からも、古代・中世そして近世にお
ける六月祓い（今日の民俗では、茅輪くぐりとか、夏越の祓いとか呼
ばれている）に、はたして人形が「神々に祀る」べき主体であったの
か疑問視せざるを得ないのである。たとえば、次の古代・中世の史料・
文献をみると、

①『枕草子』、成立年代不詳（一〇世紀末～一一世紀初頭に成立と
考えられている）

之せものの所得るをり、正月のおほね。行幸のをりのひめまう
ち君。御即位の御門つか。六月・十二月のつごもりの節折の蔵人。

季の御讀經の威儀師。赤袈裟着て僧の名どもよびあげたる。いと
きつきらし。（中略）。故殿の御服のころ、六月のつごもりの日、
大祓といふことにて、宮の出でさせ給ふべきを、職の御曹司を方

あしとて、宮の司の朝所にわたらせ給へり。

②「中右記」、大治二(一一二七)年十月十一日の条⁽⁴⁾

去。六。月。晦。恒。例。御。被。相。催。之。處。、。濫。行。出。來。せ。、。度。々。下。使。廳。被。勘。問。、

③「玉葉」・治承三(一一七九)年六月廿九日の条⁽⁵⁾

今。日。、。六。月。被。如。恒。、。陪。膳。季。長。朝。臣。冠。衣。 (。役。信。光。) 同。陰。陽。師。漏。刻。博。士。

安。陪。經。明。、。御。贖。物。二。前。、。輪。二。具。進。之。、。女。房。、。余。於。一。所。有。此。事。、。被。只。一。度。也。、

④「勅仲記」、弘安十(一二八七)年六月卅日の条⁽⁶⁾

入。夜。參。室。町。院。、。六。月。被。奉。行。、。陪。膳。中。將。實。香。朝。臣。、。拜。賀。以。前。之。役。送。予。、。藏。人。行。雅。奉。行。、

⑤「康富記」、文安六(一四四九)年六月廿八日の条⁽⁷⁾

私。亭。六。月。被。如。恒。、。伏。見。殿。之。御。輪。被。申。出。田。向。中。納。言。殿。、。又。自。彼。亭。

申。請。之。、。用。私。宅。了。、。近。年。為。嘉。例。、。此。後。依。所。望。、。遣。山。下。方。了。、

⑥「大乘院寺社雜事記」、文明十三(一四八一)年六月晦日の条⁽⁸⁾

一、。六。月。輪。如。例。、。予。不。入。輪。、。帶。一。給。親。舞。了。、

⑦「多聞院日記」、天正十八(一五九〇)年六月廿九日の条⁽⁹⁾

一、。名。越。・。輪。常。如。院。ヨ。リ。借。入。了。、

以上①から⑦まで史料をみるかぎり、六月被における人形の効用は現われていないことを知る。また、近世の文献においても、その記述

から「神々に祀る人形」は表現されていないのである。すなわち、

「六月被火剋金ノ説」⁽¹⁰⁾の項で、

今案に、六月は火の気さかんなる時なれば、疫気を避けんと被な

り、六月晦日にかぎらず。水無月被とて臨川被せし事、定家卿の注にて明かなり、又あらにこの被といふは、荒びたる火の神を、なごめるという被なれば、あらにご被と申なり。名越も荒ぶる神を、なごやかにするといふ被の名目なり。

とあり、この神々に対して「なごやかに」させる被にかかわる人形の存在は明らかではない。このことは、同様に近世の文献からも窺えるのである。すなわち、「茅の輪」の項で、

後水尾院年中行事。六月晦日云々。御蔵み月の輪を調進す云々。中

藁台盤の本によりて輪をとる。麻の葉さしたる竹をぬきて、麻の葉

ばかりを輪にとり添て、御前にもて参る云々。上藁輪のはしをもた

ぐ。先左の御足をふみ入賜ふ。次に御右。

(中略)

されど後成恩寺関白の公事根源抄にも、此事書れたれば、いかさま、昔より世俗に有けること、見えたり云々。輪二つを越て、御うしろ

ざまに出おはします。(中略)。

みな月の輪、ちがやにて造る。輪ふたつをまげて如此つくるなり。

茅の下の輪に、御膝をかけてふみて入給ふ。上の輪を御冠の上よりかけてくゞらしめ、御もどりには二つ共にふみ出給ふ也。すべて三

度なり。堂上など所労の時は、装束をくゞらしめ給ふ。

とあり(傍点―奥野、以下同様にて略)、少し長文に亘ったが、六月

被について詳細に述べている。この六月被における輪くぐりの状況が

詳しく述べられているが、現今の民俗事例にみる六月祓にかかわる人形
の存在については記載されていない。むしろ、この「祓」という呪
術的あるいは陰陽道の要素を内在させる六月祓（十二月の大祓も）に
は、「茅の輪」によって自らの△悪▽△厄▽△疫▽を除くという目的
が主なものであり、この六月祓には「人形」を介在させることなく、
茅の輪をくぐり、除却することのみが深くかかわっていることを明示
しているといえるのではあるまいか。

したがって、すでに触れた①から⑦に亘る史料においても、さらに
ここでは列挙しなかった管見の史料群にみる「六月祓」「名越祓」の
記載においても「人形」の存在や「人形」によって除厄する祓いの様
子は窺うことはできなかった。このことからはたして、古来の六月祓
の行事に「人形」が機能していたか問題視せざるを得ないのである。

このように二つの事例から神々に祀る人形の在り方を窺ってきたが、
仏教的行事に現われる人形について若干触れてみることにしたい。

前章で触れた⑧⑨の事例にみる「カサ餅の人形」「葬送の人形と手・
足型餅」は、現今の民俗としては特色のある習俗である。管見の資料
では二県の例にとどまるが、まだまだこのような民俗事例は少なく
ないであろう。だが、この二例とも共通することは、葬送の儀式にか
かわる人形であるが、葬送と人形のかかわりは明確ではない。さらに、
この二つのかかわりがいつ頃から現われるのかも明らかではない。

この葬送にかかわる人形の民俗事例は、この二つの課題を提示する

が、前者の課題は後者の歴史的つまり史料の把握によって可能になる
であろう。

したがって、ここでは後者の史料の把握から検討を加えたい。しか
し、ここでは、この史料にみる葬送と人形のかかわりの一端を提示
するにとどめたい。

なぜなら、葬送における儀式と人形、骨・亀、小形の藁草履などの
もののかかわりで、「人形」を考えていくべきだと考えているから
である。

ゆえに、ここでは後者の課題を明らかにすべき糸口となる一、二例
の史料を挙げることにしたい。その史料とは、「中右記」にみる大治
二（一一二七）年八月十五日の条Ⅰと、大治四（一一二九）年七月
十五日の条Ⅱである。¹³

Ⅰ、人形欲入御棺也、志只實父子也、

Ⅱ、大江行重五位 同盛家五位（中略）。以下五位六位等有官無官

輩、合八十餘人也、此中參御所佐遠等四五人也、宮々人形被入御
棺云々、

新院、下被入云々、是子竝兄弟、必入也、孫者不入之由、

このⅠⅡの史料から棺の中に人形を入れること、死者の子供および
兄弟は必ず棺に入れること、そして五・六位の貴族もまた棺に人形を
入れることなどが記載されていることを提示し得る。

そして、このⅠⅡの史料から、すでに平安時代後半には葬送と人形

とのかかわりが存在していたことを知る。

したがって、この葬送儀礼における人形がいかなる意図で入棺されるかは明らかではないが、すでに古代からこの習俗が貴族の間で行なわれていたことを理解し得るのである。そして、この古代貴族の習俗が、現代の民俗の中に脈々といきまづいていることも、ここで明かになつたといえる。

このように、ここでは三つの民俗事例をもって史料にみる人形の存在を検討してきたつもりである。

註

- (1) 『日本書紀』(補)国史大系、所収)
- (2) 『源氏物語』(日本古典文学大系、所収)
- (3) 『枕草子』(日本古典文学大系、所収)
- (4) 『中右記』五(補)増史料大成、所収)
- (5) 『中右記』六(補)増史料大成、所収)
- (6) 『勸仲記』二(補)増史料大成、所収)
- (7) 『康富記』三(補)増史料大成、所収)
- (8) 大乘院社聞事記』第七卷、所収)
- (9) 『多聞院日記』第四卷、所収)
- (10) 『関秘録』(日本随筆大成・三(第三期)所収)
- (11) 『柳庵随筆』(日本随筆大成・七(第2期)所収)

(12) 『中右記』五(前掲書、所収)

(13) 『中右記』六(前掲書、所収)

結びにかえて

民俗事例において人形が機能する実態を窺いながら、いくつかの民俗事例を抽出して、これらの歴史的側面を垣間見てきた。しかし、今日現存する民俗事例には、「人形」が介在するが、はたしてこの「人形」がいかなる意図で機能しはじめたのかはさだかでない。そして、神々に祀る人形として機能した時期やその後の展開についても、さらにその足跡についても明確にしがたい。このような課題を内在させる民俗事例にみる人形を古代・中世の遺跡や遺構から出土する人形と対比して考えるには時機尚早といわねばならないであろう。

しかし、ここで繙いた雛祭りの人形や葬送の人形などは、史料をみる限り、古代にまでたどることができ、遺跡・遺構から伴出する人形を検討する糸口にはなるのではないかと考えている。そして、そこには、人形のもつ機能的片隣を、へいつ∨∧どこで∨∧だれが∨∧何を∨∧どのように∨という不明な点を若干でも解明していく手掛りが内在していると考えている。

このことは、ここでは触れなかった形代の一つとしての馬形についても同じことが考えられる。そして、現存するこの馬形の民俗事例か

ら史料へと検討を加えることによって、出土する馬形の資料に対して
も手掛りを提示し得るのではないかと考えているが、このことは後日
の機会に譲ることにしたい。

ただ、八祓いVにおいて、人形各種、牛形そして馬形などが、平安
時代後半に史料上現われていることを知る。この人形には、金・銀・
銅・鉄・菅を材料とした人形があり、とくに「菅」の人形が現今の稲
藁へ連関するのではないかと想定し得る。

このことは、保安元（一一二〇）年八月日の「豊後國柞原八幡宮祓
祭物注文」にみられる。すなわち、

（竝書）「はらいのさい物注文」

清祓祭物

合三十五種

御神二百七十本 高一丈五尺
各別卒

大刀三腰 金造

銀人形卅 高一尺

銅人形卅 高一尺

青人形卅 高同上

赤人形卅 高同上

（中略）

三尺鼠皮三枚
牛力
午形七十具

御銚十五本 高七尺
各別五本

御馬三疋

金人形卅 高一尺

鐵人形卅 高一尺

黄人形卅 高同上

白人形卅 高同上

馬形七十具

散米三石

粗三石

菅人形七十具

砂三石

とあり（『平安遺文』第五卷、一九二二号文書）、「清祓祭物」を官
符の旨によって注進したことが窺える。つまり、国家的行事において、
三五種類の祭物が備えられたのである。

この史料が提示する「祓い」の実態を想定すると、各種の人形や
馬形や牛形とともに「御神」「米」「清酒」「綾」「錦」「上絹」な
どの他の祭物が存在し、出土資料の「人形」あるいは「馬形」の背景に
は数多くの八祓いの祭物Vを考えなければならないことを知る。この
ことは、民俗事例における「洗米」「清酒」などが祭物（供物）とし
て存在していることと同様であろう。ゆえに、こと史料にみる「人形」
などのほかに数多くの「祭物」を想定して、所謂「形代」を考えてい
く必然性を提示して、結びにかえたい。

（一九八五・二・十八了）